



# 市・都民税、所得税の 申告受付が始まります

## 受付期間は2月16日(金)～3月15日(木)

今年も市・都民税の申告、所得税の確定申告の時期が近づいてきました。例年、申告期限の間際になると窓口が大変混雑しますので、申告は早めにお願ひします。また、個人住民税は制度改正による変更点があります。詳しくは6・7面をご覧ください。

### 市・都民税

## 申告は市役所市民税課へ

個人の所得にかかる税金には、国へ納める所得税、都に納める都民税、市に納める市民税と都民税を合わせたものを「市・都民税(または住民税)」といいます。

よい方でも、市・都民税の申告をする必要がある場合がありますので、ご注意ください。

所得税の確定申告をしなくて

市に住んでいて、次のいずれかに該当する方

### 市・都民税の申告が必要な方



▲申告はお早めに

- ① 営業等・農業・不動産所得などがあるが、所得税の確定申告を必要としない方が提出されている
- ② 勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方
- ③ 給与を2カ所以上から受けている方で、所得税の確定申告を必要としない方

(市民税課、日野税務署)

④ 給与所得のある方で、給与所得以外の所得が20万円を超えない方

⑤ 公的年金の受給者で、所得税の確定申告を必要としない方(ただし、市・都民税の申告をしなくてよい方の③に該当する方を除く)

⑥ 他の市区町村に住んでいる方の扶養親族になっている方(1人住まいの学生・お年寄りなど)

⑦ 昨年中に所得がなかった方のうち、年末調整・所得の申告で、同居の方の扶養親族になっていない方

⑧ 国民健康保険に加入している方、児童手当、保育園入園、公営住宅などの申請に必要な市・都民税の課税(非課税)証明書が必要になる方

⑨ その他各種公的サービス等を受けるため、課税(非課税)証明書が必要な方

### 市・都民税の申告をしなくてよい方

(1) 所得税の確定申告をする方(確定申告は、市・都民税の申告を兼ねています)

(2) 勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方

(3) 年末調整・所得の申告で、同居の方の扶養親族になっている方のうち、所得が35万円以下の方

### 申告相談・受付

市・都民税の申告相談・受付は、左表のとおりです。

七生支所・豊田駅連絡所でも完全に記入済みの市・都民税申

### 市・都民税の申告相談・受付日程表

日程	時間	会場
2月16日(金) ～3月15日(木) ※土曜・日曜日を除く	午前8時45分 ～午後5時	市役所1階 101会議室
2月21日(水) ～23日(金)	午前9時 ～11時30分、 午後1時 ～4時30分	七生公会堂

※七生公会堂は駐車場が狭いため、車での来場はご遠慮ください

### 申告に必要なもの

- (1) 市・都民税申告書(申告書が送られている方は、その用紙)
- (2) 平成18年中の所得(収入)に関する書類
- (3) 給与所得の方は、源泉徴収票が給与明細書
- (4) 年金受給の方は、年金の源泉徴収票
- (5) 医療費控除を受ける方は、医療費控除証明書

### 所得税

## 確定申告は日野税務署へ

平成18年分の確定申告書の提出及び納税の期限は、所得税及び贈与税は3月15日(木)、個人事業者の消費税及び地方消費税は4月2日(月)までです。

### 申告書は自分で記入し、提出はお早めに

税務署では確定申告書の自書申告と早期提出を推進しています。3月に入ると、税務署は大変混雑しますので、早めの申告にご協力ください。申告書は郵送でも提出できます。

2月18日(日)・25日(日)は日野税務署で確定申告書作成のアドバイス、申告書受け付けを行います。国税の領収及び納税証明書の発行は行いません

- ③ 給与・年金以外の所得のある方は、収入金額や必要経費の分かる帳簿や領収書など
- ④ 平成18年中の控除に関する書類
- ⑤ 国民健康保険・介護保険・国民年金などの社会保険料を支払った方は、その支払済額のわかる書類
- ⑥ 国民年金保険料等(国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金)について社会保険料控除の適用を受けるには、その支払いをした旨を証する書類を添付する必要があります
- ⑦ 生命保険料・個人年金保険料・損害保険料を支払った方は、その控除証明書
- ⑧ 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書
- ⑨ 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳・障害者控除対象者認定書など
- ⑩ そのほか控除に必要な書類(社会保険料などで、給与所得の源泉徴収票に記載されている分については、必要ありません)
- ⑪ 印鑑(認め印で可)

### 申告書の配布

市・都民税申告書は、市役所1階市民税課、七生支所、豊田駅連絡所にあります。なお、必要な方には郵送しますので、市民税課へご連絡ください。

問合せ先 市民税課

### 納税は口座振替をご利用ください

所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、口座振替をご利用ください。新規に口座振替を利用する方は、所得税は3月15日(木)まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は4月2日(月)までに手続きしてください。

平成18年の確定申告分の振替日は、所得税は4月20日(金)、個人事業者の消費税及び地方消費税は4月26日(木)です。

手続きは、東京国税局ホームページ(<http://www.tokyo.nta.go.jp>)をご覧ください。税務署管理部門へお問い合わせください。

問合せ先 日野税務署 (0585・5661)